

船舶事故等調査報告書

平成22年5月27日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2010門第17号	
事故等種類	乗揚	
発生日時	平成22年1月20日 23時55分ごろ	
発生場所	大分県姫島南西岸 姫島港東防波堤灯台から真方位260° 1,000m付近（概位 北緯33°43.0′ 東経131°38.3′）	
事故等調査の経過	平成22年1月21日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報		
船種船名、総トン数	貨物船 第六 ^{たいほう} 宝丸、299トン	
船舶番号、船舶所有者等	132770、新和海運有限会社	
乗組員等に関する情報	船長、五級海技士（航海）	
死傷者等	なし	
損傷	船底に凹損を伴う小破口	
事故等の経過	本船は、船長ほか3人が乗り組み、大分県国東半島東方沖を、約11ノットの対地速力で自動操舵により北西進中、船橋当直中の船長が居眠りに陥り、予定変針場所を通過し、平成22年1月20日23時55分ごろ、姫島南西岸の浅所に乗り揚げた。 本船は、離礁して応急修理を行った後、航行を再開した。	
気象・海象	気象：天気 小雨、風 なし、視程 約1海里 海象：波 なし、潮汐 高潮時	
その他の事項	船長は、十分に休息を取っていて、疲れはなかった。 船長は、事故当時、腰の高さの台に寄りかかり、右横にあった冷蔵庫にもたれて操船していた。 操舵室は、戸口や窓が閉鎖され、暖房が効いていた。 居眠り防止装置が設置されていたが、船長が立った姿勢で、上体が揺れていたため、作動しなかった可能性があると考えられる。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし 本船は、国東半島東方沖を航行中、船長が、海上が平穏で、周囲に船舶がいなかったことから、気が緩んで居眠りに陥り、予定変針場所を通過したものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、本船が国東半島東方沖を航行中、船橋当直中の船長が居眠りに陥ったため、予定変針場所を通過して姫島南西岸の浅所に向けて航行し、同浅所に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。	